

総行女第 10 号  
職障発 0428 第 1 号  
令和 5 年 4 月 28 日

各 都 道 府 県 総 務 部 長  
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)  
各 指 定 都 市 総 務 局 長  
( 人 事 担 当 課 扱 い )

} 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課  
女性活躍・人材活用推進室長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省職業安定局  
障害者雇用対策課長  
( 公 印 省 略 )

「地方公共団体における障害者雇用に関する取組状況調査」(令和 4 年 3 月 31 日現在)  
の結果について

令和 4 年 12 月 19 日付けで実施した「地方公共団体における障害者雇用に関する取組状況に係る調査」(令和 4 年 3 月 31 日現在)について、結果を取りまとめたので送付します。

障害者の雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。)において、事業主(地方公共団体を含む。)の責務として、「すべての事業主は、障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、障害者である労働者が有為な職業人として自立しようとする努力に対して協力する責務を有するものであって、その有する能力を正当に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに適正な雇用管理並びに職業能力の開発及び向上に関する措置を行うことによりその雇用の安定を図るように努めなければならない。」(同法第 5 条)ことが規定されています。

また、「地方公共団体における障害者雇用の促進等について」(平成 30 年 11 月 13 日付け総行女第 19 号総務省自治行政局公務員部公務員課女性活躍・人材活用推進室長通知)等により、各団体の実情に応じて、必要な措置を講ずるよう要請しているところです。

今般の調査結果によると、地方公共団体に選任が義務付けられている障害者雇用推進者について選任されていない市区町村が存在するなど、いまだ必要な措置が適切に講じられていない団体も見られるところです。

各地方公共団体におかれては、令和 4 年の法改正により、障害者雇用促進法第 5 条において新たに明確化された職業能力の開発及び向上に関する措置を含め、引き続き、障害者が活躍しやすい職場づくりに向けて必要な措置を講じていただくとともに、事業主として、ハローワークや独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する地域障害者職業センター等において、障害者の雇用管理に関する助言・援助等の支援を受け

ることが可能であることから、必要に応じ支援を活用いただくようお願いします（詳細は、下記 URL 参照）。

また、「障害者への合理的配慮好事例集について」（令和 5 年 3 月 28 日付け事務連絡）及び「公的機関における障害者に対する合理的配慮の事例等について」（令和 4 年 2 月 18 日付け事務連絡）により送付した厚生労働省作成の事例集等においては、途中で障害者となった場合の対応事例や、募集・採用時や採用後における合理的配慮の具体的な取組事例等が掲載されているので、各地方公共団体における取組の参考としてください。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただくようお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第 59 条（技術的助言）及び地方自治法第 245 条の 4（技術的助言）に基づくものです。

（参考ホームページ）

○障害者雇用に関し事業主として地方公共団体が利用できる相談・支援（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/jigyounushi/page10.html#11](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page10.html#11)

**【担当】**

総務省自治行政局公務員部公務員課  
女性活躍・人材活用推進室

大森、福田

電 話：03-5253-5546

厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課

小森

電 話：03-5253-1111(内線 5786)